

学校感染症 種類と出席停止の基準

学校感染症(下記参照)と診断された場合は、感染症拡大予防のため学校保健安全法(第 19 条)により学校は出席停止の措置を講ずることとされておりますので、下記の感染症と診断されましたら学校へご連絡願います。この出席停止期間は欠席日数には入りません。

【学校保健安全法施行規則 第 18 条:感染症の種類、第 19 条:出席停止の期間と基準】

分類	病名	出席停止の基準
第 1 種	(※)	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで ※令和 5 年 4 月 28 日追加
	結核	病状により学校医その他の医師において
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと認めるまで
第 3 種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他の感染症※	基本的には欠席扱いですが、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがあると認める場合は出席停止になることがあります。 ※出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(ノロウイルスなど感染性胃腸炎) 等	

※第 1 種学校感染症:エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症 急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症など